

青森県報

第三千八百二十三号

平成二十六年
三月二十八日
(金曜日)

目次

規則

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則

規則.....(総務学事課).....一

青森県証明事務に関する規則の一部を改正する規則.....(同).....一

青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正する規則.....(保健衛生課).....二

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則.....(障害福祉課).....二

青森県立精神保健福祉センター規則の一部を改正する規則.....(同).....二

訓令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令.....(人事課).....三

青森県印刷事務管理規程の一部を改正する訓令.....(総務学事課).....三

告示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....(高齢福祉課).....四

介護保険法による介護老人福祉施設の指定.....(同).....五

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定.....(同).....五

障害福祉サービス事業者の指定.....(障害福祉課).....五

児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定.....(同).....六

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正.....(水産振興課).....六

漁船保険付保義務の発生.....(下北地域).....六

公告

規則

青森県地域防災計画修正の要旨.....(原子力).....六

大規模小売店舗の変更の届出.....(商工政策課).....八

右 同.....(同).....九

農地中間管理機構の指定.....(構造政策課).....一〇

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十号

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則(昭和六十一年四月青森県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「本庁各課等の」の下に「申込みを受けて総務学事課において行う」を加え、「の操作及び総務学事課が用意した消耗品の使用による印刷」を「による印刷(製本を含む)」に改める。

第三条の表郵便料の項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、同表印刷料の項中「本庁各課等の」及び「に使用した消耗品」を削り、「消耗品の購入費に相当する額として」を「要した経費を本庁各課等の申込み内容を勘案して」に、「定める額を基礎として算定した」を「本庁各課等に割り振つて得られた」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県証明事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

「デン・ケアに」を「デン・ケア (ショート・ケア) に」に改める。
 第二号様式中「デン・ケア意見書」を「デン・ケア (ショート・ケア) 意見書」に
 「デン・ケア利用目標」を「デン・ケア (ショート・ケア) 利用目標」に改める。
 第三号様式中「デン・ケア通所承認通知書」を「デン・ケア (ショート・ケア) 通
 所承認通知書」に、「デン・ケアに」を「デン・ケア (ショート・ケア) に」に改め
 る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程 (昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号) の一部を次のように改正する。

第三号様式の記中

「更新任用期間	年 月 日から	を
	年 月 日まで」	
「1 更新任用期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	

2 更新任用期間の終了後の任用期間の更新に関する事項 に改める。

- (1) 更新の何無
- (2) 更新の判断基準

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第三号

庁 中 一 般

青森県印刷事務管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県印刷事務管理規程の一部を改正する訓令

青森県印刷事務管理規程 (昭和五十九年四月青森県訓令甲第八号) の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(総務学事課における印刷)

第二条 総務学事課は、本庁各課 (青森県行政組織規則 (昭和三十六年二月青森県規則第十八号) 第三条に規定する本庁の課及び出納局並びに同規則第六条第三項の規定に基づき設置された機関 (出先機関として設置された機関を除く。) をいう。以下同じ。) からの申込みを受け、総務学事課に備え付けた印刷機器による印刷 (製本を含む。以下同じ。) をするものとする。

第三条を削る。

第四条中「第二条の規定により印刷を行おう」を「前条の印刷を申し込もう」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「印刷を行った」を「前条の規定により承認を受けた」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項を次のように改める。

総務学事課は、知事部局以外の県の機関からの申込みを受け、第二条の印刷をすることができる。

第六条第二項中「第三条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を第五条とする。別記様式を次のように改める。

別記様式 (第3条関係)

印刷申込書

件名	担当者氏名		所 属 名		承 認 印
	(内線電話 番)				
原稿の形式	製 本 要 () ・ 不要				
印刷物受取希望年月日	年 月 日				
用紙の種類	原稿枚数	印刷部数	用紙使用枚数		
	片面印刷とするもの	枚	枚	枚	
	両面印刷とするもの	枚	枚	枚	
	片面印刷とするもの	枚	枚	枚	
	両面印刷とするもの	枚	枚	枚	
備考					
総務学事課記入欄	印刷年月日	受付年月日			
	担当	No.			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百二十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サービス事業を行う 事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
社会福祉法人三笠苑	弘前市大字堀越 一字柳元二九三の	通所介護	デイサービスセンター 虹貝	南津軽郡大鰐町 大字虹貝字篠塚 三三三の七	平成 二六・四・一
社会福祉法人三笠苑	弘前市大字堀越 一字柳元二九三の	生活期介護 短期介護所	特別養護老人ホーム じゃら	南津軽郡大鰐町 大字虹貝字篠塚 三三三の七	"
株式会社ふれんど	五所川原市大字 福山字実吉七〇 の四	訪問介護	訪問介護事業所 ふれんど	五所川原市大字 福山字実吉七〇 の四	"
社会福祉法人青森民友厚生振興団	五所川原市大字 金山字盛山四二 の八	短期介護 生活期介護所	特別養護老人ホーム 青山荘	五所川原市大字 金山字盛山四二 の八	"
社会福祉法人福生会	三戸郡南部町大字 三戸渡字下外窪 一二の六七	通所介護	デイサービスセンター マイル	八戸市売市二丁 目三の一五	"

~~~~~

青森県告示第百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

|                         |                                            |                        |              |
|-------------------------|--------------------------------------------|------------------------|--------------|
| 指定介護老人福祉施設の開設者          | 名 称                                        | 介護老人福祉施設               | 年月日定         |
| 社会福祉法人<br>青森民友厚生<br>振興団 | 主たる事務所の<br>所在地<br>五所川原市大字<br>金山字盛山四二<br>の八 | 名 称<br>特別養護老人ホ<br>ム青山荘 | 平成<br>二六・四・一 |
|                         | 所在地<br>五所川原市大字<br>金山字盛山四二<br>の八            | 所 在 地                  |              |

青森県告示第百二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

|                       |                             |                       |              |
|-----------------------|-----------------------------|-----------------------|--------------|
| 指定介護予防サービス事業者         | 介護予防サービスの種類                 | 介護予防サービス事業を行う事業所      | 年月日定         |
| 氏名称又は<br>名称又は<br>名    | 名 称                         | 所 在 地                 | 平成<br>二六・四・一 |
| 主たる事務所の<br>所在地又は住所    | 所 在 地                       |                       |              |
| 社会福祉法<br>人三笠苑         | 弘前市大字堀越<br>一字柳元二九三の<br>一    | 通所介護                  |              |
| 社会福祉法<br>人三笠苑         | 弘前市大字堀越<br>一字柳元二九三の<br>一    | 短期入所<br>生活介護          |              |
| 特別養護老<br>人ホームあ<br>じやら | 南津軽郡大鰐町<br>大字虹貝字篠塚<br>三三三の七 | 特別養護老<br>人ホームあ<br>じやら |              |
| 社会福祉法<br>人養正会         | 三戸郡階上町大<br>字金山沢字道合<br>三の四   | 生活介護                  |              |

青森県告示第百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

|                         |                      |                              |              |
|-------------------------|----------------------|------------------------------|--------------|
| 指定障害福祉サービス事業者           | 障害福祉サービスの種類          | 障害福祉サービスを行う事業所               | 年月日定         |
| 名 称                     | 名 称                  | 所 在 地                        | 平成<br>二六・四・一 |
| 主たる事務所の<br>所在地          | 所 在 地                |                              |              |
| 株式会社ふ<br>れんど            | 訪問介護事<br>業所ふれん<br>ど  | 五所川原市大字<br>福山字実吉七〇<br>の四     |              |
| 社会福祉法<br>人青森民友<br>厚生振興団 | 介護予防<br>短期入所<br>生活介護 | 五所川原市大字<br>金山字盛山四二<br>の八     |              |
| 社会福祉法<br>人福生会           | 介護予防<br>通所介護         | 三戸郡南部町大<br>字城渡字下外窪<br>一の二の六七 |              |
|                         | 訪問介護事<br>業所ふれん<br>ど  | 五所川原市大字<br>福山字実吉七〇<br>の四     |              |
|                         | 特別養護老<br>人ホーム青<br>山荘 | 五所川原市大字<br>金山字盛山四二<br>の八     |              |
|                         | 介護予防<br>通所介護         | 八戸市売市二丁<br>目三の一五             |              |

青森県告示第百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

|                      |                      |                             |              |
|----------------------|----------------------|-----------------------------|--------------|
| 指定障害福祉サービス事業者        | 障害福祉サービスの種類          | 障害福祉サービスを行う事業所              | 年月日定         |
| 名 称                  | 名 称                  | 所 在 地                       | 平成<br>二六・四・一 |
| 主たる事務所の<br>所在地       | 所 在 地                |                             |              |
| サンケアネ<br>社           | 居宅介護                 | 弘前市大字大町<br>二丁目一〇の一<br>三     |              |
| サンケアネ<br>社           | 重度訪問<br>介護           | 弘前市大字大町<br>二丁目一〇の一<br>三     |              |
| 社会福祉法<br>人サポーター<br>虹 | 就労継続<br>支援B型         | 三戸郡南部町大<br>字下名久井字前<br>田一七の一 |              |
| 社会福祉法<br>人養正会        | 生活介護                 | 三戸郡階上町大<br>字金山沢字道合<br>三の四   |              |
|                      | 訪問介護事<br>業所ふれん<br>ど  | 五所川原市大字<br>福山字実吉七〇<br>の四    |              |
|                      | 特別養護老<br>人ホーム青<br>山荘 | 五所川原市大字<br>金山字盛山四二<br>の八    |              |
|                      | 介護予防<br>通所介護         | 八戸市売市二丁<br>目三の一五            |              |

青森県告示第二百二十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

|               |                 |            |            |                       |          |       |           |
|---------------|-----------------|------------|------------|-----------------------|----------|-------|-----------|
| 指定障害児通所支援事業者  | 名 称             | 主たる事務所所在地  | 障害児通所支援の種類 | 障害児通所支援事業を行う事業所       | 名 称      | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
| 特定非営利活動法人銀河   | 弘前市大字城東五丁目一三の六  | 放課後等デイサービス | 放課後等デイサービス | 南津軽郡田舎館村大字畑中宇上野一七四の二二 | 平成二六・四・一 |       |           |
| 社会福祉法人桂堂会     | 八戸市旭ヶ丘五丁目一の四〇   | 保育所等訪問支援   | 桂堂学園       | 八戸市大字上野字堀端九の九         | "        |       |           |
| 社会福祉法人サポーター虹  | 八戸市大字尻内七の七の二    | 児童発達支援     | サポーターあさひ   | 三戸郡南部町大字下名久井字前田一七の二   | "        |       |           |
| 特定非営利活動法人あーるど | 五所川原市金木町朝日山八五の四 | 放課後等デイサービス | わくわくの      | 五所川原市若葉三丁目四の二〇        | "        |       |           |
| 合 福 社 務 組     | つがる市森田町二の二      | 児童発達支援     | 多機能型事業所みらい | つがる市森田町二の二            | "        |       |           |
| 合 福 社 務 組     | つがる市森田町二の二      | 放課後等デイサービス | 多機能型事業所みらい | つがる市森田町二の二            | "        |       |           |

青森県告示第二百三十号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表新深浦町第二区域の項を次のように改める。

|                          |                                                    |
|--------------------------|----------------------------------------------------|
| 新深浦町第二区域                 | 1 底建網漁業                                            |
| 新深浦町漁業協同組合の地区のうち、大字轟木の区域 | 2 総トン数十トン以上の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業及び2に掲げる漁業以外の漁業 |
|                          | 3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業                                  |

青森県告示第二百三十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 | 加入区の名 称 |
| 下北郡佐井村大字佐井字磯谷三三三    | 佐 井     |
| 下北郡佐井村大字佐井字大佐井二四    | 田 中 勝 年 |
| 下北郡佐井村大字佐井字糠森一三〇の七七 | 津 田 勝 良 |
|                     | 館 脇 修   |

公 告

青森県地域防災計画修正の要旨

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の規定により青森県地域防災計画（以下「計画」という。）を修正したので、同条第四項の規定によりその要旨を公表する。

平成二十六年三月二十八日

青森県防災会議会長

青森県知事 三 村 申 吾

一 計画修正の趣旨

青森県防災会議は、昭和三十八年に計画を作成して以来、毎年これに検討を加え、必要に応じ修正を行ってきたところであり、今回は、昨年二月の修正後、緊急時モニタリングや安定ヨウ素剤の配布・服用について国の検討結果を反映した原子力災害対策指針の改正内容等を踏まえ、青森県地域防災計画（原子力編）を修正するものである。

二 計画修正の年月日

平成二十六年二月二十五日

三 計画修正の主な内容

原子力編

第一章 総則

第七節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

一 東通原子力発電所に係る緊急事態の区分の名称を、これまでの警戒事象、特定事象、原子力緊急事態から、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に修正し、それぞれの定義を追記した。

二 高齢者、障害者等の名称について、これまでの災害時要援護者から要配慮者に修正した。

三 早期の避難等の防護措置の実施が必要な者を、施設敷地緊急事態要避難者とし、定義を追記した。

第二章 原子力災害事前対策

第四節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携

県は、緊急時モニタリングに係る対応等について、地区の担当として指定された地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図り、実施することとした。

第七節 緊急事態応急体制の整備

一 県は、国の統括する緊急時モニタリングセンターの組織を受け入れるための体制整備に協力することとした。

二 県は、国が定める緊急時モニタリングセンターの動員計画の作成に協力し、必要な要員をあらかじめ定めておくこととした。

三 県は、緊急時モニタリングセンターが設置された場合には、緊急時モニタリングセンター構成員となり、国等と連携して活動すること、緊急時モニタリングセンターは国が指揮するが、センター長が不在の場合には県現地災害対策本部の放射線班長が代行することとした。

四 県は、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備に努めることとした。

第八節 避難収容活動体制の整備

PAZを含む市町村は、施設敷地緊急事態発生時には、PAZ圏内の施設敷地緊急事態要避難者の避難が直ちに可能な体制を構築することとした。

第十一節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

一 県は、市町村等と連携し、PAZ内及びPAZ外であつて事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制、PAZ外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備することとした。

二 県は、市町村と連携し、安定ヨウ素剤の事前配布にあたり、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うこととし、説明を受けた住民に安定ヨウ素剤を必要量のみ配布することとした。

三 県は、市町村と連携し、緊急時に住民等が避難する際に安定ヨウ素剤を配布できるよう、配布場所等をあらかじめ定めることとし、配布用の安定ヨウ素剤を適切な場所に備蓄することとした。

第三章 緊急事態応急対策

第二節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

一 原子力規制委員会は、警戒事態が発生した場合、PAZを含む市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備をとるよう連絡することを追記した。

二 原子力規制委員会は、施設敷地緊急事態が発生した場合、PAZを含む市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備、及びPAZ内の住民への安定ヨウ素剤の服用準備を行うよう、また、UPZを含む市町村に対し、屋内退避の準備を行うよう要請することを追記した。

三 県は、施設敷地緊急事態が発生した場合、UPZを含む市町村には、UPZ内の住民の屋内退避の準備要請及びPAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を連絡することとした。また、あらかじめ避難者の受入を調整した市町村には、施設敷地緊急事態要避難者の受入要請、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の受入準備を連絡することとした。

第三節 活動体制の確立

一 県は、警戒事態発生時の通報を受けた場合、緊急時モニタリングの準備を直ちに開始し、施設敷地緊急事態発生時の通報を受けた場合、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力し、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、国等と連携し、緊急時モニタリング実施計画に基づき初期モニタリングを実施することとした。

二 原子力規制委員会は、緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画を速やかに策定することを追記した。また、県は、緊急時モニタリング実施計画の改定に協力することとした。

三 国は、緊急時モニタリング結果を集約し、一元的に解析・評価し、OELの防護措置の判断等のために活用するとともに、すべての解析及び評価の結果を分かりやすく、かつ迅速に公表することを追記した。

第四節 屋内退避、避難収容等の防護活動

一 県は、警戒事態発生時には、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備を行うこととし、施設敷地緊急事態発生時には、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難、UPZ内における屋内退避の準備を行うこととした。

二 安定ヨウ素剤が事前配布されたPAZ内の住民等に対し、県は、市町村と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、安定ヨウ素剤の服用を指示することとした。

三 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用について、県は、市町村と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示することとした。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ユニバース堅田店
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ユニバース  
八戸市大字長苗代字前田八三の一  
代表取締役 三浦紘一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変 更 前                                      | 変 更 後 | 変 更 年 月 日    |
|--------------------------------------------|-------|--------------|
| 株式会社ユニバース<br>八戸市大字長苗代字前田八三の一<br>代表取締役 三浦紘一 | 変更無し  |              |
| 株式会社ラグノオささき<br>弘前市大字百石町九<br>代表取締役 木村公保     | 変更無し  |              |
| 小野忠男<br>平川市尾上栄松一〇                          | 変更無し  |              |
| 株式会社菊池薬局<br>弘前市大字土手町一八<br>代表取締役 菊池清二       | 変更無し  |              |
| 株式会社タツミヤ<br>東京都八王子市暁町二丁目三三の一<br>代表取締役 指田努  | 変更無し  | 平成<br>一六・四・三 |

四 届出年月日

平成二十六年三月十二日



五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十六年三月二十八日から同年七月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年七月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ユニバース南大町店

弘前市大字南大町二丁目一〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変 更 前                                      | 変 更 後                                       | 変 更 年 月 日      |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------|
| 株式会社ユニバース<br>八戸市大字長苗代字前田八三の一<br>代表取締役 三浦紘一 | 変更無し                                        |                |
| 株式会社ラグノオささき<br>弘前市大字百石町九<br>代表取締役 木村公保     | 変更無し                                        |                |
| 有限会社ビジュアル企画<br>八戸市南白山台三丁目一の二<br>取締役 小林喜一郎  | 株式会社ドラッグユー<br>八戸市大字長苗代字前田八三の一<br>代表取締役 三浦紘一 | 平成<br>二〇一六・三・二 |
| 有限会社大池商店<br>上北郡東北町字上笹橋二<br>代表取締役 大池勇氣      | 変更無し                                        | 二〇一六・三・一       |

四 届出年月日

平成二十六年三月十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十六年三月二十八日から同年七月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年七月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

農地中間管理機構の指定

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第四条第一項の規定により、次のとおり農地中間管理機構を指定したので、同法第五条第一項の規定により公告する。

平成二十六年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

|    |                         |    |             |                    |    |               |            |
|----|-------------------------|----|-------------|--------------------|----|---------------|------------|
| 名称 | 公益社団法人あおもり<br>農林業支援センター | 住所 | 青森市新町二丁目四の一 | 農地中間管理事業を行う事務所の所在地 | 同上 | 農地中間管理事業の開始の日 | 平成二十六年四月一日 |
|----|-------------------------|----|-------------|--------------------|----|---------------|------------|

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭